

中央市民センター基本使用料（令和元年10月1日～）

◎貸室の使用料

使用場所等	時間貸し使用料（1時間につき）			通し貸し使用料		
	9:00～13:00	13:00～18:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00
	円	円	円	円	円	円
寿集会室	500	470	760	3,420	4,930	6,450
講堂	720	760	1,230	5,200	7,950	10,100
茶華道室	300	250	420	1,900	2,690	3,580
中会議室（1）	640	640	970	4,440	6,420	8,320
中会議室（2）	640	640	970	4,440	6,420	8,320
中会議室（3）	250	220	340	1,640	2,240	2,990
大会議室	850	860	1,270	5,960	8,490	11,030
料理室	850	860	1,270	5,960	8,490	11,030
実習室	340	320	500	2,280	3,280	4,290
教養室	250	220	340	1,640	2,240	2,990
練習室	300	250	420	1,900	2,690	3,580
視聴覚室	500	470	760	3,420	4,930	6,450
集会室	850	860	1,270	5,960	8,490	11,030
工作室	380	380	600	2,660	3,890	5,030
実験室	600	610	930	4,180	6,130	7,900
研修室（1）	600	610	930	4,180	6,130	7,900
研修室（2）	600	610	930	4,180	6,130	7,900
小ホール	540	530	890	3,790	5,700	7,340
陶芸室	250	220	340	1,640	2,240	2,990

備考

- 1 入場料を徴収する場合の使用料は、規定使用料の5割増しの額とする。
- 2 暖房を使用する期間(原則として11月から4月まで)の使用料は、規定使用料の3割増しの額とする。
- 3 和室(大)を仕切って1室のみを使用する場合の使用料は、規定使用料の5割の額とする。
- 4 陶芸室の焼窯を使用したときは、燃料代等の実費を徴収する。
- 5 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。